

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方
- ② **公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、
児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

※ 上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■こども家庭庁コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

■お住まいの市町村

「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」窓口
別紙問い合わせ先のとおり

3. 給付金の支給手続き

- 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）
- 令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方

▶ 対象の方には、令和5年5月31日に支給済みです。（申請不要）

- 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。

▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの
町村役場窓口に直接、または**郵送等**でご提出ください。

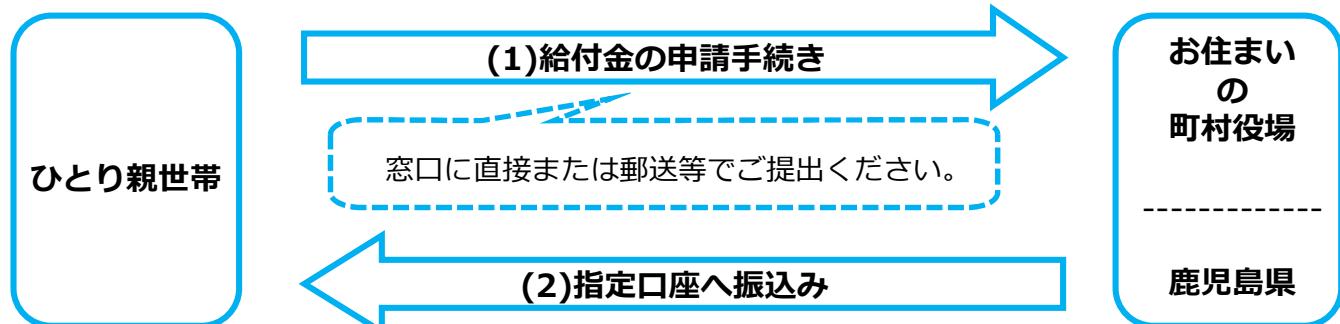
申請用紙等は、町村役場窓口でお受け取りいただくか、
鹿児島県ホームページからダウンロードしてください。

＼HPはこちら／



▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定
口座に**可能な限り速やかに振り込みます**。

▶ 申請期限は、令和6年2月29日までです。



【ご注意ください】

※ 鹿児島県が支給するのは、

【さつま町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町】にお住まいの方です。

※ その他の市町村については、それぞれの市町村で支給日等が異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。